

個人情報保護よりデータの利活用？ 条例案はプライバシー保護に逆行 酒井議員が質問

10月3日に開かれた健康福祉常任委員会では、個人情報保護条例を廃止し、新たに「個人情報の保護」と「データ流通」の両立をうたう条例の素案が出されました。

酒井宏明県議は、「匿名加工情報」といっても、企業が持っている他の情報と組み合わせて個人を特定することは可能であり、利用者にダイレクトメールなどを送りつける事態も想定されると追及しました。県は、①事業者が加工情報と他の情報とを照合することは禁止されている（罰則なし）②加工は復元できないようにし、その作業は県職員が行う（外部委託もありうる）③事業者が利用目的等に違反すれば損害賠償もある④社員教育を徹底し監督を強める一などをあげ、効果的な活用を図っていくと答弁。酒井氏は、「同条例案は、憲法上の人権である個人情報保護の観点からみて逆行するものだ」と指摘。個人に関する情報は本人以外にむやみに知られることのないようにするのが大原則であり、データ利活用の名でプライバシーの権利が侵害されることがあってはならない、として対策の強化を求めました。

なお、同条例原案に関するパブリックコメントを募集中です（県のホームページ参照）。

靈感商法に関する相談が急増 統一協会絡みは特別の相談体制を

酒井県議は、靈感商法に関する相談状況について質問しました。県は、靈感商法を含む開運商法全体では2017年32件、18年21件、19年35件、20年20件、21年15件だったのに対し、今年はずでに18件（9月28日まで）と増えていることを明らかにしました。

安倍元首相の銃撃事件後、統一協会を名乗る団体が県消費生活センターを訪れ、相談内容を問い合わせていたことも判明。これに関して消費者庁は9月30日、統一協会に関わる相談件数について異例の公表に踏み切り、注意を促しています。

酒井氏は、統一協会による被害は通常の被害額の3倍にのぼると指摘し、全国靈感商法被害対策弁護団などとも連携し、特別の体制でのぞむ必要があるのではと質問。県は、国の動向も見ながら適切に対応していくとのべるとどまりました。